

随 意 契 約 調 書	
工 事 (業 務 委 託) 名	堅子送水管緊急漏水修理工事
工 事 (業 務 委 託) 場 所	志摩市 磯部町 地内
契 約 分 類	工事 業務委託 その他 ()
契 約 概 要	漏水修理工 鋳鉄管布設工 φ 300 L=5.40m アスファルト舗装工 A=56.1 m ²
契 約 期 間	令和 7 年 8 月 3 日 ～ 令和 7 年 9 月 2 6 日
契 約 年 月 日	令和 7 年 8 月 3 日
契 約 金 額	2, 3 1 0, 0 0 0 円 (税込み)
契 約 相 手 先	三重県鳥羽市浦村町 1503-7 久保田水道 久保田健
契約相手の選定理由	本工事は、松尾加圧ポンプ場から一部志摩市磯部町を經由し堅子配水池へ送水している送水管（ダクタイル鋳鉄管 φ 300 ミリ）の漏水緊急修理をするものである。令和 7 年 8 月 3 日（日）早朝から、松尾加圧ポンプ場からの送水量が増加していると岩倉水源地管理業務を請け負う東海メンテナンス株式会社から連絡を受け、当日午前中に現地調査を行ったところ、志摩市磯部町において漏水が判明した。当該送水管は、松尾加圧ポンプ場から堅子配水池まで送水する重要系統であるため、水道利用者への影響を考慮し、緊急的に工事を行う必要があると判断した。 そのため、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号及び、鳥羽市契約規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定により随意契約にしたい。 また、契約の相手方は、鳥羽市入札参加者名簿に登録された者のうち、過去の実績及び地域性を考慮し鳥羽市水道組合の緊急修繕対応業者の中から久保田水道を選定した。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号
担 当 課	水道課